

魚津市告示第47号

魚津市空家家財道具等処分補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月29日

魚津市長 村椿 晃

魚津市空家家財道具等処分補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に定めるもののほか、魚津市空家家財道具等処分補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 魚津市空家・空地情報バンク設置要綱（平成19年魚津市告示第34号）第2条第1号に規定する空家等（空地を除く。）をいう。
- (2) 空家情報バンク 魚津市空家・空地情報バンク設置要綱第2条第2号に規定する情報バンクをいう。
- (3) 市内事業者 市内に本社、支店又は営業所を有する事業者をいう。
- (4) 家財道具等 家具、家電、食器類、衣類、生活ごみ及び畳、襖、カーテンその他容易に取り外しができるものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、空家の家財道具等の処分に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助の要件)

第4条 補助の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 空家は、空家情報バンクに登録されていること。
- (2) この補助金の交付を受けたことがない空家であること。
- (4) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家の所有者とし、規則附則第2項に規定する市税等を滞納していな

いこと。

(4) 家財道具等の処分は、市内事業者で実施すること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、空家内に残置する家財道具等の処分に要する費用とする。

2 申請者が課税事業者である場合、補助対象経費には、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を含めないこととする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する金額とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。ただし、10万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、空家の家財道具等を処分する前に、魚津市空家家財道具等処分補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 空家の位置図

(2) 空家及び家財道具等の写真

(3) 空家の家財道具等処分の見積書の写し

(4) 課税情報の取得に関する承諾書（様式第2号）

(5) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について、魚津市空家家財道具等処分補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 前条に規定する交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、事業が完了したときは、事業完了の日から1月を経過する日又は交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市空家家財道具等処分補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の内訳を明らかにする書類

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し又は支払証明書

(3) 事業概要が確認できる写真

(4) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの
(額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を確定し、魚津市空家家財道具等処分補助金額の確定通知書(様式第5号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の額の確定通知を受けた者は、補助金の請求をしようとするときは、魚津市空家家財道具等処分補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第4条に規定する要件を満たす見込みがなくなったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) 市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該交付決定者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第8条の規定を受けている者に係る第12条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

魚津市空家家財道具等処分補助金交付申請書

魚津市長 あて

申請者 住所
氏名
電話番号

魚津市空家家財道具等処分補助金に係る事業の認定を受けたいので、魚津市空家家財道具等処分補助金交付要綱第7条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 空家の所在地	魚津市
2 実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 実施事業者	(業者名) (住所)
4 対象の見積金額	金 円
5 空家情報バンクの登録状況	<input type="checkbox"/> 登録している 空家情報バンク登録 番 <input type="checkbox"/> 登録していない
6 この補助金の申請履歴	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り
7 所有者の市税等の納付状況	<input type="checkbox"/> 滞納なし <input type="checkbox"/> 滞納有り
8 申請に関する審査のための課税情報の取得	<input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない ※注意事項参照
<input type="checkbox"/> 申請書に記載した内容に虚偽はありません。	

【添付書類】

- 1 空家の位置図
- 2 空家及び家財道具等の写真
- 3 空家の家財道具等処分の見積書の写し
- 4 課税情報の取得に関する承諾書（様式第2号）
- 5 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

※ 注意事項 同意しない場合は、空家の所有者が分かる書類と所有者の市税等の完納証明を添付してください。

様式第2号（第7条関係）

課税情報の取得に関する承諾書

魚津市空家家財道具等処分補助金を申請するにあたり、私の市税等の納付状況及び空家の状況等を確認することを承諾いたします。

年 月 日

魚津市長

あて

申請者 住所

氏名

市使用欄

上記の者については、下記のとおり確認いたしました。

記

種別	状況		確認日	確認者
納付状況	・滞納なし			
	・滞納あり	滞納状況		
固定資産	課税台帳名義等			

様式第3号（第8条関係）
魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

魚津市空家家財道具等処分補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市空家家財道具等処分補助金については、魚津市空家家財道具等処分補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



1 交付の可否

交付します。
(交付しません。)

2 交付決定額 金 円
(交付しない理由)

魚津市長 あて

申請者 住所
氏名

魚津市空家家財道具等処分補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定通知があった魚津市空家家財道具等処分補助金について、魚津市空家家財道具等処分補助金交付要綱第9条の規定により、その実績について次の関係書類を添えて報告します。

1 空家の住所	魚津市
2 対象物の処分費	金 円
3 補助金交付決定額	金 円
4 実施期間	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
5 実施事業者	(業者名) (住所)

【添付書類】

- 1 補助対象経費の内訳を明らかにする書類
- 2 補助対象経費に係る領収書の写し又は支払証明書
- 3 事業概要が確認できる写真
- 4 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

様式第 5 号（第 10 条関係）
魚津市指令 第 号

申請者 住所
氏名

魚津市空家家財道具等処分補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定した魚津市
空家家財道具等処分補助金については、魚津市空家家財道具等処分補助金交
付要綱第 9 条の規定により、交付額を金 円に確定する。

年 月 日

魚津市長



魚津市空家家財道具等処分補助金請求書

魚津市長

あて

申請者 住 所
氏 名

請求金額 円

ただし、 年 月 日付け魚津市指令 第 号で額の確定を受けた魚津市空家家財道具等処分補助金として上記の金額を請求します。

なお、次の口座に振込願います。

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。

取扱金融 機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード				店舗コード			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏 名							
種 別	1 普通	口座番号						
	2 当座							
	3 その他()							